

配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく
加害者対応に関する調査研究事業

報告書

令和元年8月

目次

はじめに	1
検討会委員名簿	2
1 日本におけるこれまでの取組	3
ア 加害者プログラムについて	3
(1) 内閣府における取組	3
(2) 民間の取組	4
イ リスクアセスメント	4
2 海外における取組	6
ア 海外調査概要	6
(1) 目的	6
(2) 調査対象及び期間	6
(3) 主なヒアリング先	6
イ 調査国における主な取組状況とその特徴	8
(1) カナダ	8
① 主な背景	8
② 基本計画における被害者支援の取組状況	8
i 国及び州の基本計画	8
ii 取組の概要	9
③ リスクアセスメントを活用した主な支援の流れと支援機関の連携	12
i オンタリオ州	12
ii アルバータ州	13
④ 加害者対応の取組	16
⑤ 暴力の予防・拡大防止に向けた取組	19
i 制度や取組の検証	19
ii 予防啓発	19
(2) オーストラリア	20
① 主な背景	20
② 国及び州の基本計画における被害者支援の取組状況	20
③ リスクアセスメントを活用した主な支援の流れと支援機関の連携	21
i ニューサウスウェールズ州	22
ii ビクトリア州	25
④ 加害者対応の取組	29
i ニューサウスウェールズ州	29
ii ビクトリア州	31

⑤ 暴力の予防・拡大防止に向けた取組	33
i 制度や取組の検証.....	33
ii 予防啓発	34
3 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて	35
ア DV 被害者支援における視点の転換.....	35
イ 包括的な被害者支援体制	35
(1) 暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発・教育（第1次予防）	35
(2) リスクアセスメント指標を用いた機関連携に基づく被害者支援及び加害者対応に ついて（第2次予防）	36
① リスクアセスメント指標の作成とその妥当性の検証.....	36
② 円滑な機関連携に向けた情報共有制度の整備.....	37
③ リスクの度合いに応じた支援の振り分け.....	37
(3) 再被害の防止に向けた加害者プログラムの実施に向けて（第3次予防）	38
おわりに	39
付録 調査対象各国・州における DV 対策の取組状況比較表	40

はじめに

加害者更生については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成十三年四月十三日法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」（第 25 条）と規定されている。

また、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月）においては、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する」こととされている。

平成 27 年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、「被害者の安全・安心を確保するためには、加害者の状況や暴力の危険度を正確に把握し、危険度に応じた被害者支援及び加害者対応が行われることが必要である」こと、さらに「多様な事案に対応するため、リスクアセスメント指標を検討する際には、ストーカーや児童虐待等、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもが直面する可能性のある暴力の危険性についても包括的にアセスメントできるような指標の策定が望ましい」という検討会委員の見解が示された。

女性活躍加速のための重点方針 2018 においては、加害者更生に関する取組は被害者（子どもも含む。）の安全を確保するための手法として有効であるとの認識に立ち、関係省庁と連携しつつ調査研究を行い、地域社会内において加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討することとされている。

本調査は、これらを踏まえ、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の被害者への支援体制の充実を図るため、危険度判定（以下、「リスクアセスメント」という。）に基づく被害者支援及び加害者対応等について、諸外国の関係機関に対するヒアリング調査及び有識者の意見等に基づき、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の在り方について考察するものである。

検討会委員名簿（平成 31 年 3 月現在）

委員長 納 米 恵美子 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会
理事・事業本部長

委 員 大 石 由美子 兵庫県女性家庭センター
総務部 主任

委 員 可 児 康 則 弁護士

委 員 菊 池 安希子 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
地域・司法精神医療研究部 室長

委 員 高 橋 郁 絵 原宿カウンセリングセンター
臨床心理士

1 日本におけるこれまでの取組

ア 加害者プログラム¹について

(1) 内閣府における取組

内閣府では、男女共同参画基本計画等に基づき、平成 14 年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施し、平成 16 年には「配偶者からの暴力に関する加害者プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」²を取りまとめた。

その後、平成 17 年度には配偶者からの暴力の加害者更生に係る検討委員会を立ち上げ、加害者更生の可能性及び限界について「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、検討会における考察に基づき、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、適切な参加意思をもった加害者の参加がどのくらい得られるのか、復縁を迫る口実に利用したり、調停や裁判における心証を良くしようとしたりする参加者の存在、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていない等の理由から、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない。」という見解が示された。

その後、地域社会内において、民間団体を中心に、海外での先行事例を参考に加害者プログラムを実施する動きが見られたことを受け、平成 27 年度に実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」³において、加害者更生に係る取組へのニーズや取組の実態等を把握するため、地方公共団体及び民間団体（加害者プログラム実施団体及び被害者支援団体）を対象とする調査を実施し、有識者検討会において、今後の加害者プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等を検討した。

平成 27 年度の調査を通して、加害者プログラムに対するニーズは、被害者からの声に応じて、官民双方の領域において一定程度の高まりがみられたが、地方公共団体及び被害者支援団体においては、加害者を対象とした取組に関する情報が限られていること、加害者プログラムの効果や法的位置付けが明確ではないこと、被害者の安全確保に対する不安や懸念を払拭することが難しいこと、また、加害者プログラム参加者の再犯率の高さを指摘している一部の海外の先行研究についての情報が広がっていること等

¹ 第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月）においては、「加害者更生プログラム」という用語を使用しているが、本報告書では海外における取組の紹介が中心となるため、基本計画等の引用を除き、「加害者プログラム」という用語で統一する。なお、英語では、「perpetrator intervention program（加害者介入プログラム）」や「treatment program for offender（加害者のための治療プログラム）」という表現が一般的となっている。

² 内閣府「配偶者からの暴力に関する加害者プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/kijun.pdf

³ 内閣府「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h27_report.pdf

により、加害者プログラムそのものに対する不信感や、限られた予算の中で、明確な効果が期待できない加害者プログラムを進めることへの抵抗感等があることが明らかになった。

このような調査結果を踏まえ、平成 27 年度の調査報告書においては、被害者支援の一環として加害者プログラムを適切に実施していくためには、諸外国における先行事例を踏まえ、加害者プログラムを被害者の安全や心身の健康を確保するための被害者支援施策の一つの手法として位置付け、被害母子の安全度や被害者のニーズに即した運用が促進されるよう、リスクアセスメント指標や加害者プログラム実施基準等の策定に向けた検討が進められるとともに、関係省庁・機関等の連携体制の構築が図られることが望ましいという意見が検討会から示された。

(2) 民間の取組

民間においては、2000 年代に入り、北米における加害者プログラムの先行事例に基づき、いくつかの団体が、地域社会内において加害者プログラムの提供を始めた。また、いくつかの主要な団体は、プログラム実施者の養成も行っている。

平成 27 年度に内閣府が行った調査においては、加害者プログラムを実施しているいくつかの民間団体に、取組状況に関するヒアリング調査を実施した。その結果、これらの民間団体においては、参考とした海外の先行事例の違い等の影響により、実施体制、実施内容・回数等に特徴が見られた。

また、被害者支援における加害者プログラムの位置付けについて、加害者プログラム実施団体からは、「参加者がグループワークを通して暴力の責任を自覚し、暴力的・支配的でないパートナーとの関係作りを習得することを目的とするプログラムは、加害者と同居している被害者の安全・安心の確保や、面会交流の実施に係る母子の危険や不安の軽減等を図る効果が期待できるとの意見が出されるとともに、今後は、加害者プログラムを被害者支援の一つの方策として捉え直し、普及に向けた議論を進めていくことが望ましい」との意見が示された。

一方、「加害者を対象とした取組を行っている団体の中には、個人カウンセリングを通して加害者の治療を行うことを主な目的とする団体や、独自の評価基準に基づき「回復率」の高さを主張する団体があること等から、加害者プログラムに対する偏ったイメージや過度な期待感が社会において広まる風潮」があり、加害者プログラムに関する議論を進めることが難しい状況にあることが指摘された。

イ リスクアセスメント

内閣府では、平成 29 年度に配偶者暴力相談支援センター等をはじめとする支援関係機関を対象に、リスクアセスメントの実施状況に関する調査（以下「平成 29 年度調査」

という。)を実施した。平成29年度調査によると、被害者支援現場においては、リスクアセスメントとは、相談内容を整理し、一時保護や児童虐待への対応の判断にかかる手順等であり、被害者が「逃げるため」、「自立するため」に必要な支援内容を整理するためのものと認識される傾向があること、また、リスクに関する判断は担当者の経験値に依るところが大きく、相談員の交替等により知識やノウハウが継承されにくい状況にあることが明らかになった。また、リスクアセスメント指標の活用に関しては、「リスクアセスメント指標等に合せた相談対応となると、被害者に寄り添った支援ができなくなる。」、「リスクアセスメント指標等に基づき点数化することで、指標等に表すことができない情報等が切り離されてしまう。」、「身体的暴力がない等、明らかに危険度・緊急度が低いものも含め、すべての相談にリスクアセスメントを実施することとなると、被害者・支援者双方の負担が増える。」、「被害者の個人情報保護の観点から、リスクアセスメント指標等に基づく情報の取扱いをどのように考えればよいのか。」等、支援現場においては様々な懸念があることが明らかとなった。

このような平成29年度調査の結果を踏まえ、検討会委員からは、「今後は、今回の調査により明らかになった配偶者等からの暴力の被害者支援現場における、リスクアセスメントに関する多様な認識や、リスクアセスメント指標・シートの活用に関する懸念等を踏まえ、諸外国における配偶者等からの暴力に関する標準化されたリスクアセスメント指標・シート及びその活用方法を参考に、国において、リスクアセスメント指標の内容、シートの形式、リスクアセスメント結果の活用・共有方法及び他機関連携によるリスクマネジメントの在り方等について、具体的に検討が進められることを期待する。」という見解が示された。

2 海外における取組

ア 海外調査概要

(1) 目的

本調査は、配偶者等からの暴力の被害者（子どもも含む。）への支援体制の充実を図るため、リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づく被害者支援及び加害者対応の在り方について、諸外国の関係機関に対してヒアリング調査を実施し、その調査結果を踏まえ、加害者プログラムを含む、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の在り方について検討することを主な目的とするものである。

(2) 調査対象及び期間

① カナダ

- ・平成 30 年 7 月 30 日から 8 月 3 日
- ・オンタリオ州（ウォータールー地域、トロント市）
- ・アルバータ州（カルガリー市）

② オーストラリア

- ・平成 30 年 10 月 8 月から 10 月 12 日
- ・ニューサウスウェールズ州（シドニー市）
- ・ビクトリア州（メルボルン市）

(3) 主なヒアリング先

① カナダ（各州機関のみ）

州	ヒアリング先
オンタリオ	○行政・司法機関 ・ウォータールー地方裁判所 ・総合 DV 裁判所 (Integrated Domestic Violence Court) ・子ども・地域・社会福祉省 ○民間機関 ・Carizon (ウォータールー地域におけるファミリーバイオレンスプロジェクト連携機関及びハイリスク委員会)
アルバータ	○行政・司法機関 ・DV 裁判所とその関係機関 (カルガリー警察及び司法省) ・裁判所命令による治療 (mandated treatment) 関係機関 (アルバータ保健局及びカルガリー移民局) ・成人の依存者向け支援センター (Adult Addiction Services Center)

アルバータ	<p>○民間機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YWCA カルガリー ・カルガリー・カウンセリングセンター ・HomeFront ・カルガリー女性シェルター (Calgary Women's Emergency Shelter) ・Sagesse
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② オーストラリア (連邦及び各州機関)

連邦／州	ヒアリング先
連邦	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の安全のためのオーストラリア国立研究機関 (Australia's National Research Organisation for Women's Safety) (以下、「国立研究機関 (ANROWS)」という。) ・オーストラリア家族研究機関 (The Australian Institute of Family Studies)
ニューサウスウェールズ州	<p>○行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健局 ・女性担当部局 (Women NSW) <p>○民間機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV ニューサウスウェールズ
ビクトリア州	<p>○行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉局 (Gender Equality、Respect Victoria、Family Safety Victoria 各担当部局) ・州警察 <p>○民間機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Safe Steps (連携シェルターを含む) ・InTouch ・No to Violence

イ 調査国における主な取組状況とその特徴

(1) カナダ

① 主な背景

カナダでは、今回調査したオンタリオ、アルバータいずれの州においても、DVの発生率が高止まりしており、機関ごとに行う被害者対応や被害者・加害者対応を個別に行うといったそれまでの取組が機能していないのではないかという意見が出てきたことで、被害者支援体制の包括的な見直しが行われた。また、このような制度改革を求める機運が高まる中、1989年にモントリオール工科大学で女性14人が殺害される事件が起き、女性に対する暴力や、特に殺人等重大犯罪となったDV事案に対する取組の強化について世論が後押しする動きも重なった。

取組の改善を検討する過程では、加害者を司法の流れに乗せて隔離し被害者を守る、という方法だけでなく、加害者の行動を変容させる働きかけが必要ではないかという議論が生まれた。この背景には、低リスクで前科前歴もない加害者の事案については、初期解決アプローチを用いることで、より効果的に再犯防止につながられるのではないかという発想があったとされる。

こうした背景から、オンタリオ州では2015年に総合DV裁判所が誕生し、リスクが低い初期段階のDV事案には裁判所が中心となって早期に介入することで、より深刻な事態になることを防ぐ取組が始まった。カナダにおいて、DV裁判所は全州にあるが、家庭裁判所機能とDV裁判所機能との両面に包括的に対応する総合DV裁判所はオンタリオ州のトロント市のみである⁴。

② 基本計画における被害者支援の取組状況

i 国及び州の基本計画

カナダにおいては、2017年7月、連邦政府が国としてDVに関する関係多機関連携体制構築のための土台となる政策の基本的方向性を示したナショナルプラン⁵を発表した。これに基づき、オンタリオ州では、ジェンダーに基づく暴力に対する取組戦略⁶を

⁴ 問題解決型裁判所と呼ばれる裁判所の一つで、刑事司法による解決よりも治療による解決を中心に、学際的、人道的アプローチを取る。DV裁判所のほか、薬物裁判所や先住民裁判所等がある。

⁵ ナショナルプラン「It's Time: Canada's Strategy to Prevent and Address Gender-Based Violence」については、下記サイトを参照。

https://www.canada.ca/en/status-women/news/2017/06/it_s_time_canadasstrategytopreventandaddressgender-basedviolence.html

⁶ 取組戦略「It's Never Okay: Ontario's Gender-based Violence Strategy」について

策定した。同州においては、これまで DV を「女性に対する暴力」と表現していたが、国連で使用されている呼称である「ジェンダーに基づく暴力(Gender-based Violence)」という概念に統一した。被害者、加害者双方に関する取組は複数省庁の所管事業に関係しているため、「女性」より広い「ジェンダー」という概念にしたことで、被害者が出向いた各省庁で対応が可能となり（したがって 1 か所で対応が済み）、他省庁との連携がスムーズになると期待されているという⁷。

アルバータ州では、2013 年に司法省や検察庁、文部省、児童相談所等のチームによって、DV に関する政策枠組⁸が策定され、同枠組に基づき、DV 加害者プログラムが実施されている。また、DV 加害者に関わる地域のすべての関係機関においてはリスクアセスメントツールである通称 SARA（14 頁参照）が標準的に使用されている。同州カルガリー市においては、DV と性暴力の被害者支援及び加害者プログラムを行う関係機関の共同体「カルガリーDV コレクティブ」が約 30 年前に設立され、関係機関が連携して被害者支援及び加害者対応を行い、また、調査、研究等の事業にも取り組んでいる。

ii 取組の概要

オンタリオ、アルバータ両州の各地域においては、司法省や検察庁、裁判所といった司法機関を軸に、多機関連携による DV への介入が行われている。捜査機関だけでなく、地域やコミュニティが一体となって予防や被害の悪化、再犯を防ぐ仕組みが構築されている点が特徴である。

カナダにある全 66 か所の DV 裁判所には、DV 専門の検察官と被害者支援官、DV 専門の捜査官が配置されている。いずれの地域及び市においても、ジェンダーに基づく暴力に関する取組では連携体制が構築されているが、とりわけ、トロント市には、家庭裁判所と DV 裁判所を統合した新しいスタイルの総合 DV 裁判所（Integrated Domestic Violence Court）がある。また、ウォータールー地域では、DV 相談と児童相談等の地域機関と司法機関が同一の建物内で連携をしており、ワンストップセンターのモデルとして機能している。

地域には、加害者や被害者からの自主的な相談に対応する民間団体もあるが、暴力が再発した場合には相談機関にも通報義務が課されており、通報から介入するルートに移行する。

は、下記サイトを参照。

<https://news.ontario.ca/owd/en/2018/03/its-never-okay-ontarios-gender-based-violence-strategy.html>

⁷ カナダでは、さまざまな事業においてジェンダーに関する項目が設けられている場合が多いことから、全省庁の取組がジェンダーに関係すると位置付けられた。

⁸ 政策取組「Family Violence Hurts Everyone: A Framework to End Family Violence in Alberta」については、下記サイトを参照。

<http://www.humanservices.alberta.ca/documents/family-violence-hurts-everyone.pdf>

・オンタリオ州

ウォータールー地域では、検察庁と地域の包括的家族支援機関 (Carizon)、並びに加害者関係機関 (再暴力・再犯のリスクを検討する委員会。③ i に後述。) 等が連携して、包括的な被害者・加害者対応の取組をしているのが特徴である⁹。被害者支援団体だけでなく、検察官も直接被害者の対応を行うとともに、被害者の意向や意見をもとに、加害者の処遇や裁判過程における被害者支援の対応を検討していく¹⁰。

DV 担当の検事は、関係機関 (家庭内暴力対応チーム¹¹、女性シェルター、警察、被害者支援機関等) が集まるミーティングに毎月参加することで、地域の連携機関との関係性を深めている。また、被害者とも会い、加害者が抱えている問題や薬物依存、トラウマの状況、怒りのマネジメントができるかどうかを聞くほか、加害者やその弁護士とも会い、加害者に適切な刑罰を検討する。

また、トロント市にある総合 DV 裁判所では、低リスクかつ DV の前歴のない加害者による DV 事案について、早期に裁判所や関係機関が介入することで、適切な加害者対応を取る流れが構築されている。総合 DV 裁判所の職員は被害者から DV 事案に関する様々な問題について話を聞き、できるだけ初期段階で事案をすくい上げ、裁判官や検察官と被害状況について共有する。長期化することが多い刑事裁判と異なり、総合 DV 裁判所においては迅速に手続きが進むため、早期段階で被害者と家族が安定した生活を取り戻すことができる。また、総合 DV 裁判所においては、家族法を理解している裁判官が暴力の観点からの処遇と合わせて親権や養育費、面会交流についての処遇を検討できるという点に加え、複数の裁判所 (家庭裁判所と通常の刑事事件を扱う裁判所) に行く必要がないため裁判過程が長期化しない。これらの点は、被害者・加害者双方にとってメリットとなっている。

総合 DV 裁判所では、家庭裁判所の裁判長が併任し、各裁判官が関連団体や施設をつなぐケースマネジメント機能を受け持っている点が特徴的である。また、警察や検察庁とも定期的にミーティングを行って緊密に連携しているため、総合 DV 裁判所における裁判手続きを終えて刑事裁判に進むことになった場合でも、弁護士の紹介といった被害者が必要な準備を支援している。総合 DV 裁判所は州政府からの資金によって、被害者の避難住居支援やカウンセリングほか、子どもに関する支援といった家族を対象とした支援も提供している。

・アルバータ州

⁹ この取組は、「Family Violence Project of Waterloo Region」と呼ばれている。

¹⁰ このような連携に基づく対応は「Victim/Witness Assistance Program」と呼ばれている。

¹¹ 英語名称は「Domestic Assault Response Team」である。

アルバータ州カルガリー市では、DV 事案発生後に関係機関の調整を担当する専門の民間団体HomeFrontがあり、地域のコーディネート機能を果たしている。このHomeFrontが中心となって、司法省や検察庁とともに、被害者支援及び加害者対応を多機関連携で行う取組が活発である。このように、司法（DV 裁判所）と民間団体（HomeFront）との協働に基づく被害者支援体制が構築されており、HomeFront、被害者支援機関、児童相談所、検察、警察等のスタッフは機関間の連絡・調整だけでなく、DV 裁判所の法廷の隣室に待機し（図1参照）、裁判の進展に合わせて対応を即時行い、その場でインターネットによって各機関が共有できるデータベースを更新できる体制を作っている。

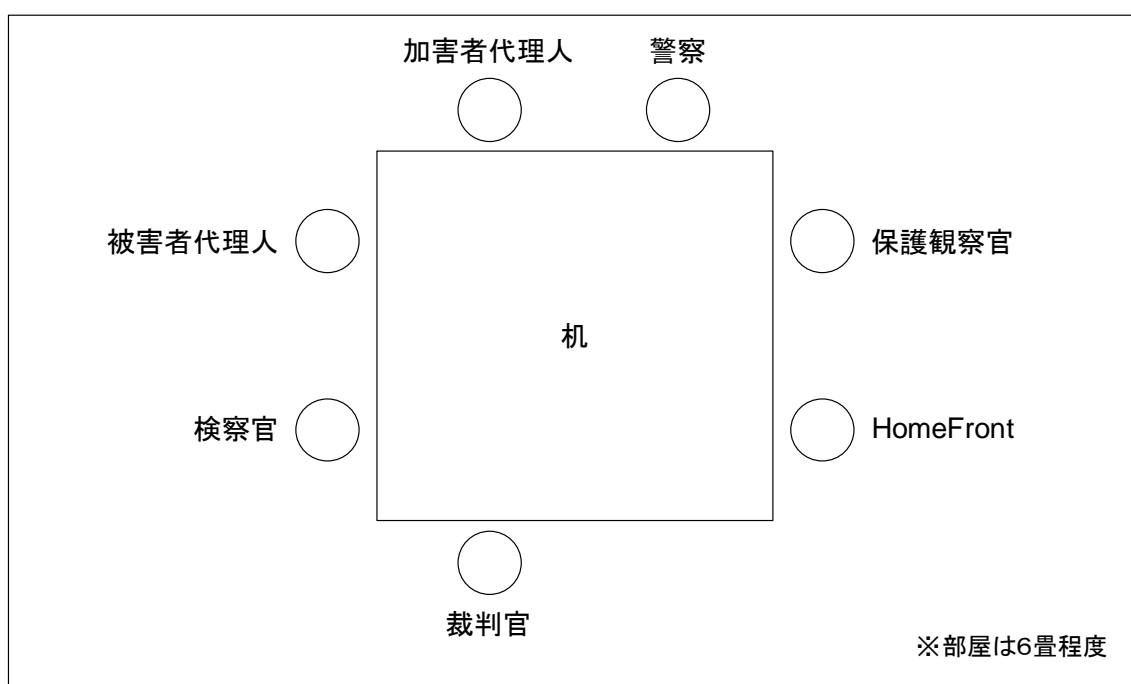


図 1 DV 裁判所に設置された、HomeFront が常駐し関係機関が協議する部屋の図

HomeFront は、警察官や裁判官、検察官、弁護士といった捜査・司法関係者に加え、ソーシャルワーカーや保健機関職員等あらゆる関係機関の担当者を交えた会議を定期的で開催し、被害者の安全上最適と思われる加害者処遇を検討する過程を取りまとめている。

また、DV 事案の裁判に関するあらゆる手続きの支援を被害者に直接提供しており、裁判準備の手伝いや裁判期日等の情報提供のほか、被害者が裁判過程において希望する処遇を聞いて検察に伝えたり、裁判所が加害者にプログラム参加を命令した際はプログラムに関わる加害者をモニターしたりする役割も担っている。裁判終了後も、加害者の保護観察命令が終わるまでは被害者への支援を継続するほか、被害者がコミュニティーで関係機関につながるためのサポートも行っている。ソーシャルワーカーや担

当者はスマートフォンを利用して、随時データベースにアクセスしてリスクの変動を把握するほか、安全確認のための被害者との接触状況も随時確認し、迅速な対応を行っている。

なお、アルバータ州においては、カウンセラーや医師等が DV 被害を確知した際の通報が法律¹²で義務付けられている。

その他の DV 被害者支援体制としては、DV 根絶を目的とした支援関係機関 75 機関による共同体「カルガリーDV コレクティブ」が作られており、傘下機関がコミュニティーを支える機能を担っている。

③ リスクアセスメントを活用した主な支援の流れと支援機関の連携

リスクアセスメントについては、一つのアセスメントツールをあらゆる機関が共通して使うのではなく、各機関の目的によってツールが使い分けられている。アセスメントツールは多様で、いずれの方法においても、被害者の状況や加害者の危険性、事案の深刻性についての認識が関係機関で共有されている。

i オンタリオ州

ウォータールー地域で被害者が死亡する事案が増えたことで、多機関が高リスク事案についてモニタリングし、月に 1 回、対象者ごとの再暴力・再犯のリスクを検討する委員会 (High Risk Committee) が州内全域にできた。参加者は全員司法関係者であることから、情報共有には当事者の許可は不要とされている。また、同委員会で高リスクと判定されると個人情報保護の対象外となるため、当事者の同意なくすべての関係機関やコミュニティーに情報が送られ、本人情報や事案概要等の情報が共有される。

リスクアセスメントに関する連携や研究、指針の策定については検視局の委員会 (DV 事案のうち、殺害等により被害者が死亡した案件について検証する委員会)¹³における各事案のフィードバックをもとに行っている。加害者の再犯性や、どのプログラムに行ったらいいのかを測るリスクアセスメントについては、検察庁が所管している。

関係機関で使われているリスクアセスメントは、以下のとおりである。

- ・ DV リスク管理フォーム (Domestic Violence Risk Management Form)

被害者支援機関において使用されている。総合 DV 裁判所では被害者に対するリスクアセスメントは行っておらず、ソーシャルワーカーが被害者に接触し、実施している。

- ・ 高リスク事案検証チームによるリスク指標 (High Risk Case Review Team Risk

¹² 詳細は、Family Protection Law 及び弱者保護法を参照。

¹³ 委員会の名称は「Death Review Committee」である。

Indicators)

ウォータールー地域において、保護観察官による委員会で加害者のモニタリングを行う際に使用されている。チェックリスト形式だが得点化はしておらず、基準となる点数や項目数はないが、該当項目が多いほどリスクが高いと判断される。

- ・オンタリオ州 DV リスクアセスメント (Ontario Domestic Assault Risk Assessment (通称 ODARA))

男女双方に対し使うことができ、加害者の再犯確率を見ることができるツールとして、コミュニティだけでなく警察官・検察官にも使われている。

- ・脅威についてのアセスメント (Threat Assessment)

警察が訓練を受けて使用している。

ii アルバータ州

カルガリー市では、DV 事案が発生すると、警察から HomeFront に報告され、HomeFront は 72 時間以内に被害者と連絡を取る。警察と裁判所の情報データベースにアクセスできるため、どのような保釈条件が決められているのかといった情報を確認し、被害者に電話で伝える。また、報告書に子どもに関する内容があった場合は、関連情報と併せて児童相談所に情報提供を行う。その後、児童相談所が実施したアセスメント結果を受けて、HomeFront が被害者の再被害のリスクアセスメントを実施し、加害者の処遇についての被害者の要望や条件を含めた、すべての情報をまとめて検察庁に提供している。また、児童相談所や子どものアドボカシーセンターと継続的に連携する。

HomeFront を中心とした支援の流れは次の図 2 のとおりである。

このような多機関連携体制は、情報共有の仕組みが確立されていることに基づくものである。体制自体をカルガリー市長が発案し、その取組への賛同者らによって、保護観察所、検察、裁判所、刑務所、加害者側弁護士といった関係機関の決定権を持った代表者を巻き込み始まった。HomeFront では、時間をかけて関係機関との信頼関係を構築してきた。同団体では、ケースマネジャー職員採用の際には身元確認を行っており、その上で、これらのスタッフを裁判所のほか、警察や検察、保護観察所にも常駐させている。そのような経緯を経て、捜査・司法機関と覚書を交わすようになり、情報共有が可能になったという。

加害者をモニタリングする上で重要となる加害者のリスクに関する情報は、精神科医や児童相談所、警察の担当者らが 6 週に 1 回集まるミーティングで共有される。これらは、緊急性が高いリスク事案を適切に管理するために行われ、主に地域で生活するための条件に違反した加害者等に実施されている。フォローアップやモニタリングも継続して行われており、加害者が参加を義務付けられたプログラムに確実に出席してい

るかどうかをチェックし、再暴力のリスクを低減させている。

カルガリー警察では、毎年約 2000 件の DV 事件のアセスメントを実施している。DV 対応の係は、リスクの高い事案に特化した係と、低～中リスク事案対応係に分かれている。警察においても、関係機関と緊密に連携することが重要だと認識しているため、地域と協働して活動しているという。

関係機関で使われているリスクアセスメントは、以下のとおりであった。

- ・配偶者暴力リスクアセスメント (Spousal Assault Risk Assessment) (通称：SARA)

加害者に対し使われるもので、YWCA の加害者プログラム部門や HomeFront で用いられている。YWCA では、裁判所命令で来る加害者に対し、保護観察官による面談を行っている。HomeFront では、SARA に準拠しながらリスクアセスメント結果報告書をサマリー形式で作成し、必要に応じて児童相談所や関係機関に情報共有している。

アルバータ州では、SARA を使用するにあたってのオンライントレーニング (約 20 時間) を州政府の資金によって受講できるようになっており、HomeFront の全ケースワーカーに加え、加害者プログラム提供団体等、加害者に携わるすべての職種の人が受講している。

2013 年に州政府から出された基準によれば、加害者対応機関は SARA のバージョン 3 を標準的に使用するよう定められており、その研修に対する資金も政府から出されている。

- ・殺害を伴う再被害アセスメント (Danger Assessment (通称 DA))

被害女性が、親密な関係にあるパートナーによって殺害される危険度を判定するために使用されるもので、被害者との面談時に実施する。カレンダーを使った直近 1 年間の暴力の記録とチェックリストの 2 つによって判定される。チェック項目ごとの加点のウェイト付けと、合計スコアの基準が設定されている。YWCA カルガリーや HomeFront、カルガリー DV コレクティブの傘下団体であるカルガリー女性シェルター等、被害者に直接接触する機関で用いられている。被害者のリスクへの気付きを高め、安全計画につなげる。実施者向けのトレーニングは約 2 時間のオンライン受講である。

- ・ファミリーバイオレンス捜査レポート (Family Violence Investigation Report)

カルガリー警察で使用されているもので、最初に現場に臨場した警察官が用いる。質問票にチェックを入れていく形式となっている。被害者・加害者双方がいれば両方に使い、片方しかいない場合は片方にのみ実施する。被害者の安全のチェックに重点を置いたものとなっており、これに基づき緊急的な対応の振り分けを行っている。

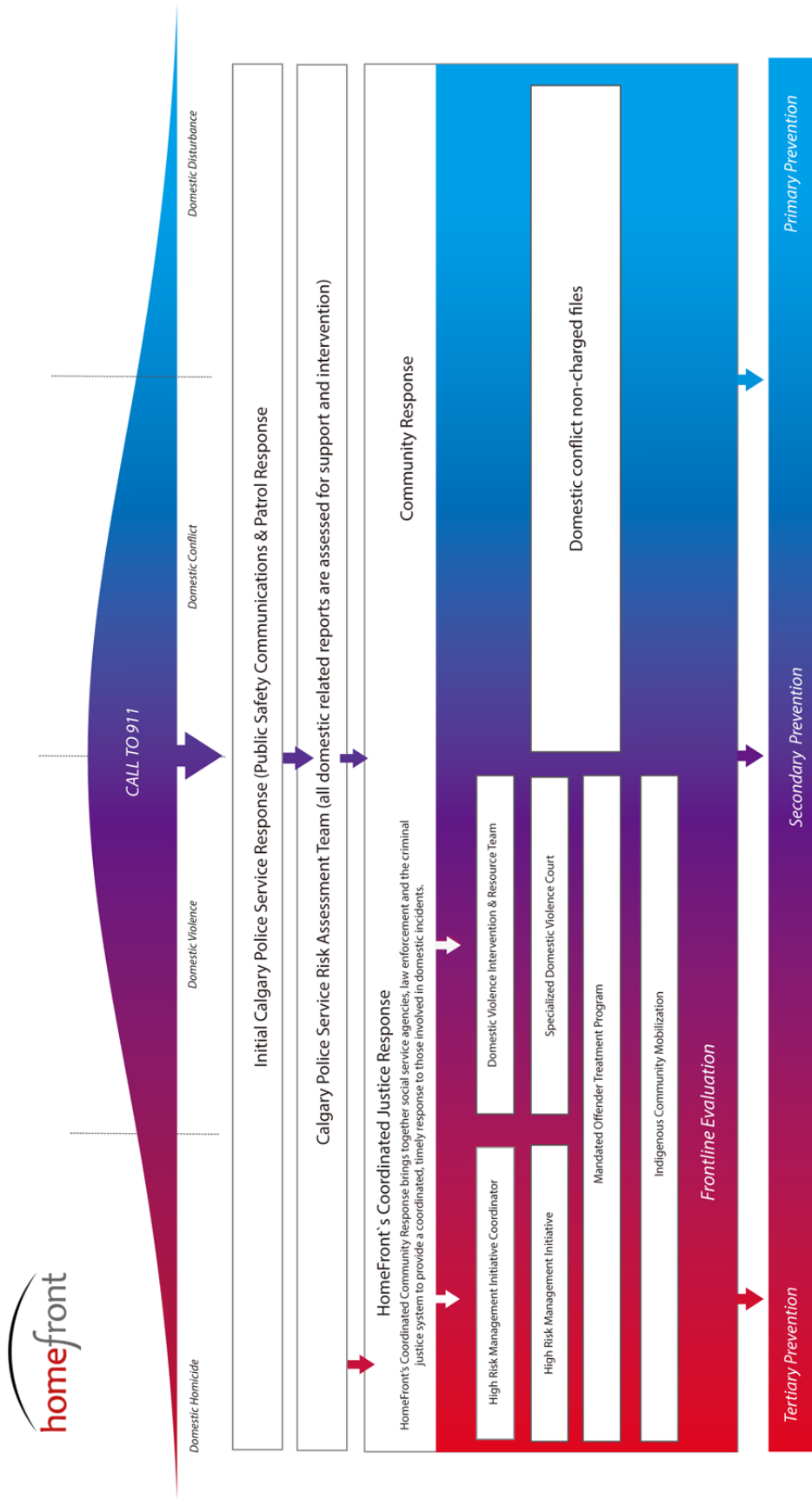


図 2 カルガリ一市における DV 対応の流れ
出所) HomeFront Society for the Prevention of Domestic Violence 提供

④ 加害者対応の取組

カナダ各州においては、被害者支援の一環として加害者対応の取組が実施されている。

オンタリオ州においては、検察庁やDV裁判所を中心に、高リスク加害者をモニタリングしたり、裁判所命令でプログラムの受講を義務付けたりする仕組みがある。加害者プログラムの実施は多様な民間団体に委託されているが、プログラムの内容については、州によって統一がされている。このように、地域が一体となって加害者に対応することで、被害者とその家族の安全を確保している。

カナダで最もDV発生率が高いとされるアルバータ州においては、州の基準を満たした加害者プログラムを民間団体が実施する場合に、州政府からの資金が提供される仕組みとなっており、その対象は、裁判所命令を受けた加害者である。したがって、関係する諸機関によって活発に加害者プログラムが実施されており、州厚生省下にある州厚生局が所管している。同時に、州検察庁が警察と検察向けのDV対応の手引きを策定している。2005年から、州厚生局は、州の基準を満たすDV加害者プログラムに対し、裁判所や児童相談所からの命令に基づく受講者の人数に応じた運営費を支出している。2008年にはその規模が拡大されたことで、同プログラムの実施場所は当初の5か所から16か所となった。現在のプログラムは、2013年に策定されたDV政策に関する方針¹⁴にのっとり内容となっている。DV対策に関する政府予算約7000万ドルにおける加害者プログラムの予算は約650万ドルである。2017年～2018年に対応した計3700人の加害者のうち、87%が裁判所命令に基づく受講者で、13%が自主的受講者であったが、2016年からは自主的受講者が増加傾向にあるという。また、総数のうち84%が男性であった。

州政府は、研究や好事例、支援提供機関への実態調査等を踏まえてガイドラインを作成しており、ガイドラインには加害者プログラムに関する州政府の政策や手順、また、諸団体がどのようなプログラムをどのような手順でやるべきかについて記載されている。

プログラム内容は、先住民の文化背景を取り入れた臨床手法や移民向け、女性加害者向け、あるいは短期集中型といった多様なものとなっている。特に、移民が多いことから、州政府の移民対応機関（カルガリー移民サービス）も連携しており、2018年には裁判所命令を受けた加害者321人に対応した。移民によるDV事案は深刻度が高い傾向があるほか、薬物依存も増えているという。カルガリー市において裁判所命令による加害者プログラムを実施している団体は3団体であり、移民向けプログラムは移民対応団体によって個別に実施されている。

¹⁴ 方針の名称は「Family Violence Hurts Everyone: A Framework to End Family Violence in Alberta」である。

アルバータ保健局が担当しているのは、主に3つの業務であり、①加害者プログラムに関する職員養成とスキルアップ研修、②各機関が統一基準に沿ったプログラムを実施しているかどうかのモニタリング、③連邦政府への進言となっている。また、加害者プログラムが州内で適切に実施されることに加え、コミュニティーの特色に合った支援や依存症・メンタルヘルスといったニーズに応じた支援が地域で提供されるための調査研究も実施している。

カルガリー市における加害者プログラムとしては、以下の機関での取組がある。

・ YWCA カルガリー

HomeFront と連携し、DV 男性加害者のための行動変容プログラムを実施しており、プログラムは州政府から示された DV プログラムのガイドラインに沿って作成されている。初回の面接時にリスクアセスメントを実施するが、裁判所命令による受講者に関しては、児童相談所や保護観察所等にリスクアセスメント報告書が送られる。守秘義務の範囲及びその除外事項に関するインフォームドコンセントは、法律に基づく受講者と自主的受講者のいずれに対しても行われる。

毎週 12～13 グループを対象に、DV や虐待とは何かについての心理教育から始まり、責任や感情の管理等をテーマとした8段階のセッションが16週間に亘って進められる。各グループにつき2人のリーダー（臨床心理士）を置く「グループリーダーモデル」という独自のシステムを採用しており、各リーダーは毎週最低3時間半（うち2時間が受講者へのプログラム実施時間）勤務する。多くの臨床心理士は非常勤である。

プログラムの効果を測るために、被害者・加害者双方に話を聞き、どの程度の変化があったかを確認している。裁判所命令による受講者が多いが、自主的に受講する者もあり、いずれの受講者においても効果にあまり差はないという。

なお、同じ施設で加害者プログラムと被害者対応の両方が行われているため、接近禁止命令の発令を受けている人は受講できない。安全の確保はされており、特に問題は起きていないという。

・ カルガリー・カウンセリングセンター

州政府の資金を受け、1980年代初頭からDV加害者プログラムを実施している。受講者の多くは裁判所命令を受けた加害者である。カウンセラーやソーシャルワーカーへの訓練と臨床、研究を実施するとともに、リスクアセスメントの効果を逐一検証している。

各グループは男女各1人のファシリテーターによって、基本的にはマニュアルに沿って進められるが、内容は各グループで柔軟に展開される。まず、カウンセラーによって、プログラムの受け入れ面接（インターク）、安全計画の策定、グループに入る準備状態の判断、リスクアセスメント等が実施される。その後、グループセッションに進む

が、最終セッション後にもアセスメントを受けることになる。加害者がグループセッションを受講中、カウンセラーは被害者と最低3回、主に電話による接触を行う。

また、裁判所命令のプログラムだけではなく、家族やカップルへのカウンセリングも実施している。

・カルガリー女性シェルター

被害者に対し、シェルターやカウンセリングプログラムといった支援を提供する慈善団体であり、加害者プログラムは1991年から実施している。

シェルター事業では、介入、予防、緊急対応の3つの支援を提供し、緊急シェルターには女性と子どもが21日間滞在できる。そこでは住宅や生活必需品が提供され、24時間体制でカウンセリングも受けることができる。被害者へのコミュニティーカウンセリングプログラムやDV被害者と子どもへのプログラム等も実施している。入所を希望しない人には、電話や喫茶店、シェルター等で話をし、安全確認を行っている。シェルターへの弁護士来所サービスを提供する団体(Calgary Legal Guidance)と協働して被害者の裁判支援も行っており、緊急保護命令や子どもの養育に関する手続きといった裁判過程に関する支援も行っている。

一方、女性被害者に働きかけるだけでなく、加害者にもアプローチしなければ問題は解決せず、被害はなくならないという認識に立ち、自主的に受講する加害者を対象とした加害者プログラムも実施している。

加害者プログラムでは必ずパートナーチェックを行い、同意を得てパートナーや元パートナーに連絡を取り、問題や安全についての確認を行っている。プログラムの期間は3か月で、無料である。なお、警察を通さず、自主的に相談や避難につながった被害者には殺害を伴う再被害アセスメント(Danger Assessment)を実施するが、アセスメント結果は被害者のものであり、機微な情報を含むことから他の機関との共有は行わない。被害者が警察等との共有を希望した場合は、被害者に結果を渡して自身から共有してもらう。

また、子どもと親の関係改善のために、父親や母親と関わりをもちながら、子どもにプログラムを実施したり、男性プログラムにおいて父親としての子どもとの関係についてカバーすることもある。これらは、被害者や子どもたちの安全につながっていくことが期待されている。

団体の財源の半分以上は私的機関からの寄付で、残りは州政府やカルガリー市、ユナイテッドウェイ¹⁵、連邦政府等からの資金で運営されている。シェルター事業については80%以上が寄付金で賄われている。なお、2018年9月より、過去に実施していたグループプログラムが再開されることとなった。政府において加害男性への対応をしようとする機運があることから、自主的な受講者に対するプログラムの運営団体も

¹⁵ 米国の非営利法人の慈善団体。

財源が確保しやすい環境があるとされる。

⑤ 暴力の予防・拡大防止に向けた取組

i 制度や取組の検証

アルバータ州政府の政策や戦略は定期的に評価・検証され、その結果に基づき適宜変更されている。また、共通指標を用いてプログラムを実施しているカルガリーDV コレクティブ参加団体は、各事業の成果について2年ごとに検証を行っている。全プログラムに対する評価と共通指標の5つの構成要素¹⁶に対する成果、並びに取組の達成度について、それぞれのアセスメントツールを用いて効果を検証している。また、重点的に取り組むべき事業についても2年ごとに参加団体の投票で決めている。

オンタリオ州政府は、DVに起因する死亡事例の検証を毎年実施している。検視局において刑事手続きが終了した後、DVの専門家や法律家により検証される。検視官は、報告書を毎年関係各省庁に提出し、予防に関する提言を出す。なお、報告書は年1回ウェブサイトで公開されている。

ii 予防啓発

オンタリオ州政府では、地域社会における未然予防の取組促進事業を行っている。州が資金を出す事業については公募をし、それに応募するコミュニティーは州によって示されたプログラムの概要に沿った提案書を作成し、選定される。近年では、職場や地域でどのように周りの人が対応するかというバイスタンダー¹⁷訓練を実施し、その効果が認められたという。これは、地域で安全に介入する方法を訓練するもので、英語とフランス語に対応したプログラムと、移民、難民、先住民に対するプログラムがある。政府から資金を出したプログラムについてはそれぞれフィードバックを実施しているほか、各プログラムの参加者アンケートによって成果を評価している。

¹⁶ 5つの構成要素は以下の通りである。(1) Common agenda=共通の計画、(2) Equity =各組織の適性、(3) Resources=資源、(4) Expertise and Capacity=専門性と実現可能業務、(5) Backbone=後ろ盾(ここでは民間団体 Sagesse (セージュス)のことを指す。)

¹⁷ バイスタンダー (Bystander) は、直訳すると「傍観者」の意味。DVの加害・被害の当事者ではないが、友人・知人など当事者に何らかの接点を持つ第三者のことを指す。

(2) オーストラリア

① 主な背景

オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州ともに、DVの発生率が高止まりしており、これまでの女性や子どもに対する取組を再検討する必要に迫られたことにより改革が進んできた。さらに、暴力が原因で離婚した元夫との面会交流中に息子を殺害されるという事件が起き¹⁸、被害者の母親が、メディアを通じて女性に対する暴力の制度改革を訴えたことも後押しとなった。この事件では、多機関で情報共有ができておらず、各機関が断片的な情報しか持っていなかったため、事件が起きるまで状況の全容が見えなかったことに問題であったとされている。

ニューサウスウェールズ州では、州政府の組織再編も取組見直しのきっかけとなった。組織再編においては、州政府機関の Women NSW の組織人数が当初の 20 人程度から倍増され、それに伴い予算も増えたという。また、これまでの制度について再検証し、政府、民間、地域の各関係機関に実態調査をしたほか、ビクトリア州王立委員会における家族間暴力に関する実態調査に対し、州からも専門家の意見を提出した。過去にも、「It stops here (ここで終わりに)」という標語に基づくキャンペーンを機に政府による支援の見直しが行われたといい、こうした動きの反復によって取組を向上させている。

② 国及び州の基本計画における被害者支援の取組状況

オーストラリアでは、2008 年に連邦政府が女性と子どもに対する暴力削減・抑制のための諮問委員会¹⁹を設立し、同委員会が 2009 年に答申を連邦政府に提出した²⁰。この答申に基づいて連邦政府は 2010 年に全国計画²¹を策定した。同計画は 2010 年から 2022 年までの 12 年間の目標を定めている。計画期間は 3 年ごと 4 期に区切られており、それぞれの期間ごとに目標が定められている。ヒアリング調査を行った 2018 年はその 3 期目 (2016 年～2019 年が対象)²²として遂行されていた。

¹⁸ その後、母親が、殺害された男の子 Luke Batty 君の名前をつけた財団を設立している。Luke Batty Foundation (財団) のウェブサイトは以下を参照。

<https://lukebattyfoundation.org.au/about-us/rosies-book/>

¹⁹ 諮問委員会の名称は「National Council to Reduce Violence against Women and their Children」である。

²⁰ 答申の名称は「Time for Action: The National Council's Plan for Australia to Reduce Violence Against Women and their Children, 2009 - 2021」である。

²¹ 全国計画「The National Plan to Reduce Violence against Women and their Children 2010 - 2022」のウェブサイトは以下を参照。

<https://www.dss.gov.au/women/programs-services/reducing-violence/the-national-plan-to-reduce-violence-against-women-and-their-children-2010-2022>

²² 3 期目のアクションプランについては、以下のウェブサイトを参照。

https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/10_2016/third_action_plan.p

ニューサウスウェールズ州では、国の計画に沿って州としての制度の見直しを続けており、基本計画²³に加え、家族間の暴力についての大幅な改正を行う5か年計画(2016～2021年)を策定した²⁴。なお、首相が掲げている12の優先事項の中に、DV被害者の再犯率を2021年までに25%減らすという目標があり、そのための検証として、2018年、2019年の被害者を数年間にわたって追跡調査し、現在実施している施策の有効性を確認するとしている。

ビクトリア州においては、2015年に家族間暴力に関する王立委員会が設置され、同委員会は2016年に227項目にわたる勧告をまとめた。この勧告に基づき、州は取組戦略²⁵を策定した。同戦略は家族間暴力に関する制度改革のための行政計画²⁶における優先事項をまとめたものである。制度面を充実させることでDVの予防・減少に取り組んでおり、州は、女性に対する暴力の予防に特化した独立機関「Respect Victoria」を新たに設立したほか、DVのバイスタンダー(第三者)に関するキャンペーンを大々的に実施し、SNSやコミュニティにおける議論が活発化している。

③ リスクアセスメントを活用した主な支援の流れと支援機関の連携

オーストラリアで調査した両州においては、前述の連邦政府による全国計画での目標を実現するため、警察や支援関係機関等の情報共有制度を整備し、地域における被害者支援の流れを一元化するシステム構築がなされた点が特徴的であった。それに寄与したのが、各州にあるピークボディ²⁷と呼ばれる各分野の団体の代表機関が、傘下団体・機関を代表して政府に声を届ける仕組みである。これにより、リスクアセスメントを活用した支援体制も整備されてきた。

リスクアセスメントに関しては、全国計画に基づき、国立研究機関(ANROWS)がその方針²⁸を定めており、それにのっとって各州がアセスメントツールを策定している。一

df;

https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/08_2014/national_plan1.pdf

²³ 基本計画の名称は、「It Stops Here: Standing together to end domestic and family violence in NSW」である。

²⁴ 5か年計画「NSW Domestic and Family Violence Blueprint for Reform 2016-2021」については、以下のウェブサイト参照。

http://domesticviolence.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0004/379849/dfv-blueprint-for-reform.pdf

²⁵ 取組戦略「Free from violence, Victoria's strategy to prevent family violence and all forms of violence against women」については、以下のウェブサイト参照。
<https://www.vic.gov.au/familyviolence/prevention-strategy.html>

²⁶ 行政計画の名称は、「Ending Family Violence: Victoria's Plan for Change」である。

²⁷ ピークボディ(Peak Body)とは、各業種における代表団体を指す。

²⁸ 方針の名称は、「National Risk Assessment and Safety Management Principles for Family and Domestic Violence」である。

つの共通したリスクアセスメントをあらゆる機関が使うのではなく、各機関の役割によって使い分けられている。例えば、被害者支援機関では、カウンセリングや他機関への紹介といった多機関連携による長期的対応の必要性を判断する目的でアセスメントが使用されているのに対し、捜査機関では、あくまで法執行機関としてどのように事件対応をするべきかを判断するために用いられる。したがって、アセスメントの調査項目も異なっている。

リスクアセスメントを活用した支援については、各州で取組状況や課題も様々で、例えば、ニューサウスウェールズ州においては、リスクアセスメントの早期導入・実施を優先したため、実際の現場で多くの課題が浮上することになり、現在はアセスメントを改訂する必要に迫られていた。一方、ビクトリア州では、リスクアセスメントの妥当性の検証を時間をかけて行い、その上で使用を開始しようとしていた。

i ニューサウスウェールズ州

リスクアセスメントを活用した機関連携体制においては、DV の情報共有手順が策定されているほか、刑法において、リスクの高い事案を確知した場合は被害者の同意なしに関係機関の合意で情報共有ができると定められている。

被害者対応の仕組みとして、「Safer Pathway」という連携システムが構築されている。事件を確知したり相談を受けたりした警察及び関係機関は、まず事案の深刻性を判断するためのリスクアセスメントを行う。その結果を、司法省が運営する「Central Referral Point (CRP)」に入力し、入力された事案は、緊急性に応じて「Local Coordination Points (LCPs)」や専門支援機関へとつながれる。リスクの高い事案に対しては「Safety Action Meetings (SAMs)」という会議が開かれ、関係機関連携のもとで被害者に包括的に対応する仕組みとなっている。

Safer Pathway において実施するリスクアセスメントのツールは、警察とそれ以外の機関で異なっている。警察では Domestic Violence Safety Assessment Tool、警察以外の機関では Safety Assessment Tool が使われている。また、Safer Pathway のシステム外でシェルターや被害者支援機関がリスクアセスメントを行う際には、各機関で独自のアセスメントツールを作成し、使用している。なお、警察では、全警察官が警察学校入校時に DV 対応の訓練を受けるほか、各所轄署では DV 事案の担当官が継続的に署員の訓練を行っている。

Safer Pathway において、DV 事案を確知した警察や関係機関はこれらのリスクアセスメントを行い、CRP に記録を入力する。CRP には、警察以外にも、医師や支援機関等の他の対応機関からも入力できる。入力された事案のうち、現在進行形の中～高程度のリスクがある事案は LCPs につながれ、支援機関等の担当者が被害者と連絡を取る。LCPs は、個別の機関ではなく、被害の内容や地域に応じた支援を提供する関係各機関への取り次ぎ機能であり、ニューサウスウェールズ州内 29 か所に支所を持つ女性の裁判支援

機関（Women's Court Advocacy Service）に設置されている。

LCPs につながれた事案は、深刻なリスクにさらされていると判断されると、警察が関係機関を招集し Safety Action Meeting（SAMs）を開催する。SAMs では、被害者、加害者を含むすべての関係者について検討される。刑法第 13 条では、被害者が深刻な脅威にさらされている場合は、それが子どもの安全や福祉に関係する場合、同法第 16 条に基づいて情報共有が認められているため、被害者側の同意がなくても対応機関の合意で情報共有が行われる。SAMs は 2 週間に一度、約 2 時間開催され、一度の会議で 20 件前後の案件を扱う。詳細な行動計画についての検討と実施評価を行うが、各機関の権限者が出席することで、会議自体が議題を持ち帰ることなく迅速に決定がなされる仕組みとなっている。SAMs で非常に危険な状態であると判断されると、警察が裁判所から DV 保護命令を取り加害者対応をしたり、子どもを保護したりする等、必要な対応を行う。

SAMs には被害者との連絡窓口となるコーディネーターが置かれ、行動計画を被害者に提示する。終了後のフォローアップの期間は機関によって異なるが、住宅の確保ができた時点で終わることもあれば、行動計画が提示された後、問題がなければ特にフォローアップを行わない場合もある。

また、低～中程度のリスクと判断され、LCPs に回されなかった事案についても専門支援機関との情報共有がなされ、必要に応じて被害者は支援を受けることができる。なお、事案に子どもが関わっている場合は、リスクの緊急性や深刻性に関わらず、すぐに関係機関に通報されることとなっている。

Safer Pathway における支援の流れは、図 3 のとおりである。

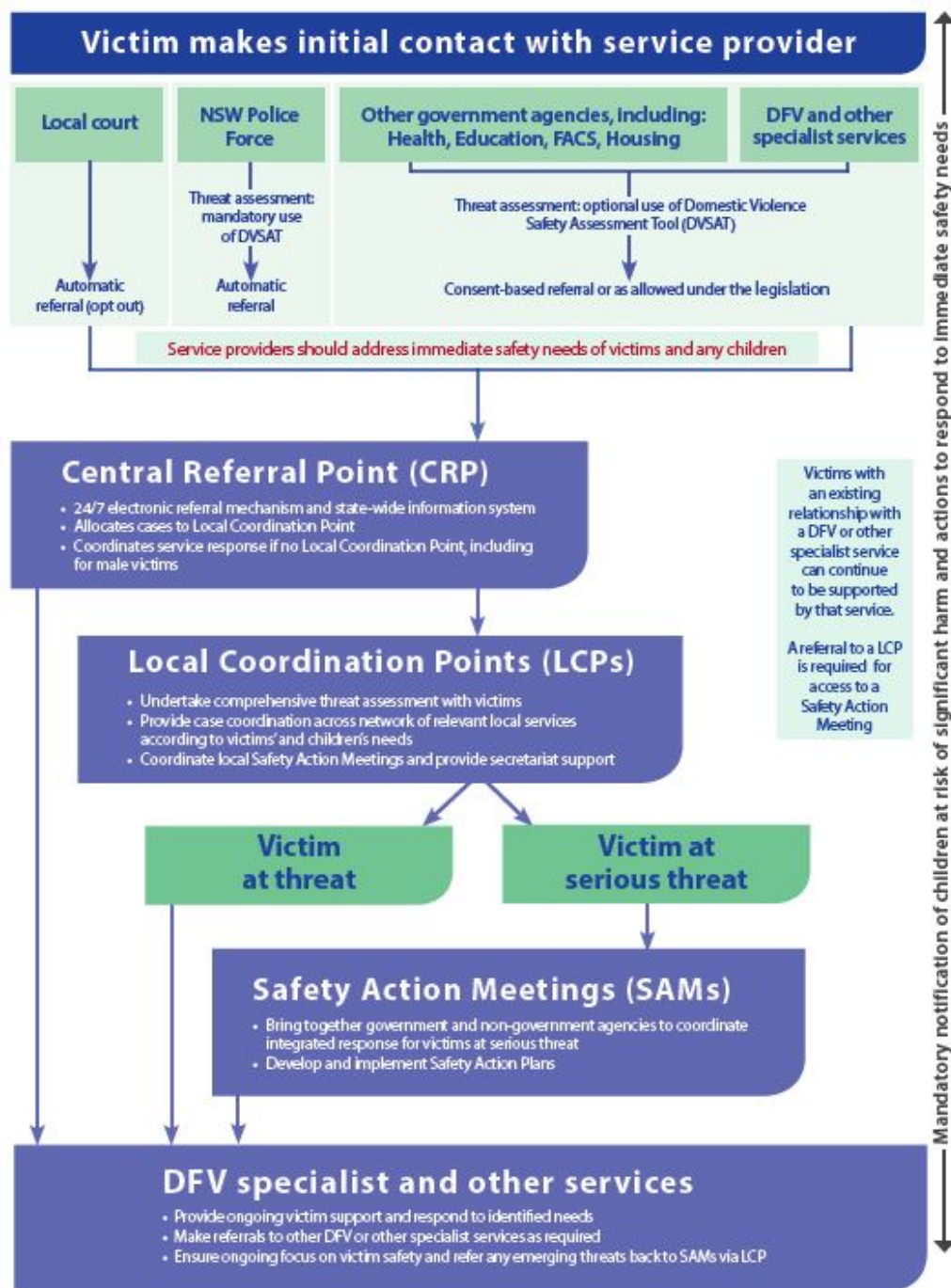


図 3 Safer Pathway における支援の流れ

出所) ニューサウスウェールズ州政府「It Stops Here: Safer Pathway Overview」²⁹

²⁹ ニューサウスウェールズ州政府による「It Stops Here: Safer Pathway Overview」については下記ウェブサイトを参照のこと。

http://www.crimeprevention.nsw.gov.au/domesticviolence/Documents/It%20stop/Overview_Safer-Pathway.pdf

ii ビクトリア州

ビクトリア州では、DVを家族間暴力と位置付け、所管省庁である保険福祉局において高齢者虐待や児童虐待等と併せて包括的に扱う取組がされている。同省においてDVへの取組を行う部署・機関としては、州政府の政策を実行する役割を担う部署 (Gender Equality)、法令に基づき省外に設置された予防に特化した専門機関 (Respect Victoria)、家族間暴力事案へのあらゆる対応を行う部署 (Family Safety Victoria) と大きく3つがある。

また、ビクトリア州警察には家族間暴力の専門チームがある。王立委員会の提言後、州政府としてコミュニティーの安全を強化することになり、予算が組まれた。その結果、以前は制服警察官が家族間暴力の調査に当たっていたが、州全体で家族間暴力専門の調査官を415人補充できたという。刑事犯罪捜査の基本訓練を受け、特に性暴力や子どもへの暴行を調査する専門の刑事が配置されている。また、32人の特殊分析アナリストも配置されたほか、裁判所での被害者サポートにあたる裁判所担当者や、訴追手続きのサポートをする弁護士も42人採用された。

州政府は家族間暴力専門の裁判所を2019年に設立予定である。被害者中心の設計がなされ、物理的に加害者と会わない構造になっているほか、子どもを連れて来るとも可能だという。警察内部の裁判所担当者とは別に、裁判所に雇われた被害者支援人材も配置される予定である。

DV事案への取組としては、確知したDV事案に関する被害者への対応を迅速かつ適切に行うため、ワンストップで多機関が情報共有できる仕組み「Support and Safety Hubs (通称オレンジ・ドア)」がある。王立委員会によって、女性や子ども、男性に対し、ワンストップで支援を提供する機関が必要であるという提言がされたことで設立された。法律³⁰に基づき策定された多機関情報共有制度³¹にのっとり、情報集約システム³²に事案情報が登録され、多機関による効果的で迅速な対応を可能にしている。こうした現場における情報共有の流れについては、実務ガイドライン³³も作られている。

ワンストップセンターであるオレンジ・ドアにより、これまで別々に行っていた被害者、加害者、子どもへの対応を包括的に行えるようになった。また、王立委員会からは、情報共有関連の法律の改善も指摘されたことから、関係機関間での情報共有を可能にするため、2018年にプライバシー法が改正された。情報を開示できる条件が明記され、加害者については本人の同意なしに情報開示できるほか、子どもがリスクにさらされている場合も開示対象となった。プライバシーと安全のバランスについて深

³⁰ Family Violence Protection Act 2008 を参照。

³¹ 制度の名称は「Family Violence Information Sharing Scheme」である。

³² システムの名称は、「Central Information Point」である。

³³ 「Family Violence Information Sharing Guidelines」を参照。

く検討した上で多岐に亘って改正され、あくまでも家族間暴力におけるアセスメントに必要な部分についての情報のみを開示できるようになっており、開示された情報が共有される機関も限定されている。

オレンジ・ドアへの主な紹介元機関は警察だが、被害者からオレンジ・ドアに直接コンタクトを取ることも可能である。暴力が正式に認められていない段階でも、支援を求める被害者の最初の窓口として相談に応じる機能がある。現在、都市部と地方部計4か所で試行されているが、2021年までには17か所と拡大予定である。職員数は都市部約120人、地方部は約30人である。ほとんどの職員がソーシャルワーカーで、管理者は州政府（Family Safety Victoria）から派遣されているが、他の職員は民間団体からの出向で、州政府が人件費を支出している。各オレンジ・ドアのサービス時間は平日9～17時で、現在はメールと電話のみで対応が可能だが、2019年末にはチャットも取り入れられる予定だという。

家族の暴力からの保護を目的とする法律（Family Violence Protection Act）において、被害者対応を行う関係機関は、リスクアセスメントを使用することが義務付けられている。各機関はDV事案に対応した際、まずリスクアセスメントを実施し、その内容を関連情報と併せて情報集約システムに記録する。緊急事態であれば、まず警察や救急に連絡することになるが、通常は本人や家族からの相談のほか、警察等の機関からの紹介で連絡を受け、オレンジ・ドアでの対応が始まる。その際、オレンジ・ドアとして支援できることがあるかどうか、子どもの支援が必要かどうかを判断した後、家族内での暴力事案なのか、それとも家族への支援事案なのかを見極め、それぞれの事案の内容に応じて専門の職員が担当につく。その後、より詳細なアセスメントが行われ、情報収集と多機関での共有が行われる。詳細なリスクアセスメントはオンラインでも可能である。利用者とともに安全計画を策定し、支援内容や利用できるサービスを考えていく。その際、オレンジ・ドア内で加害者対応や子ども対応に特化した人材とも協力してリスクアセスメントや安全計画作成に取り組む体制となっている。時間や環境の変化とともにリスクは変わるため、リスクアセスメントは継続的に行うという。

ビクトリア州警察におけるDV事案への対応の流れは図4のとおりである。

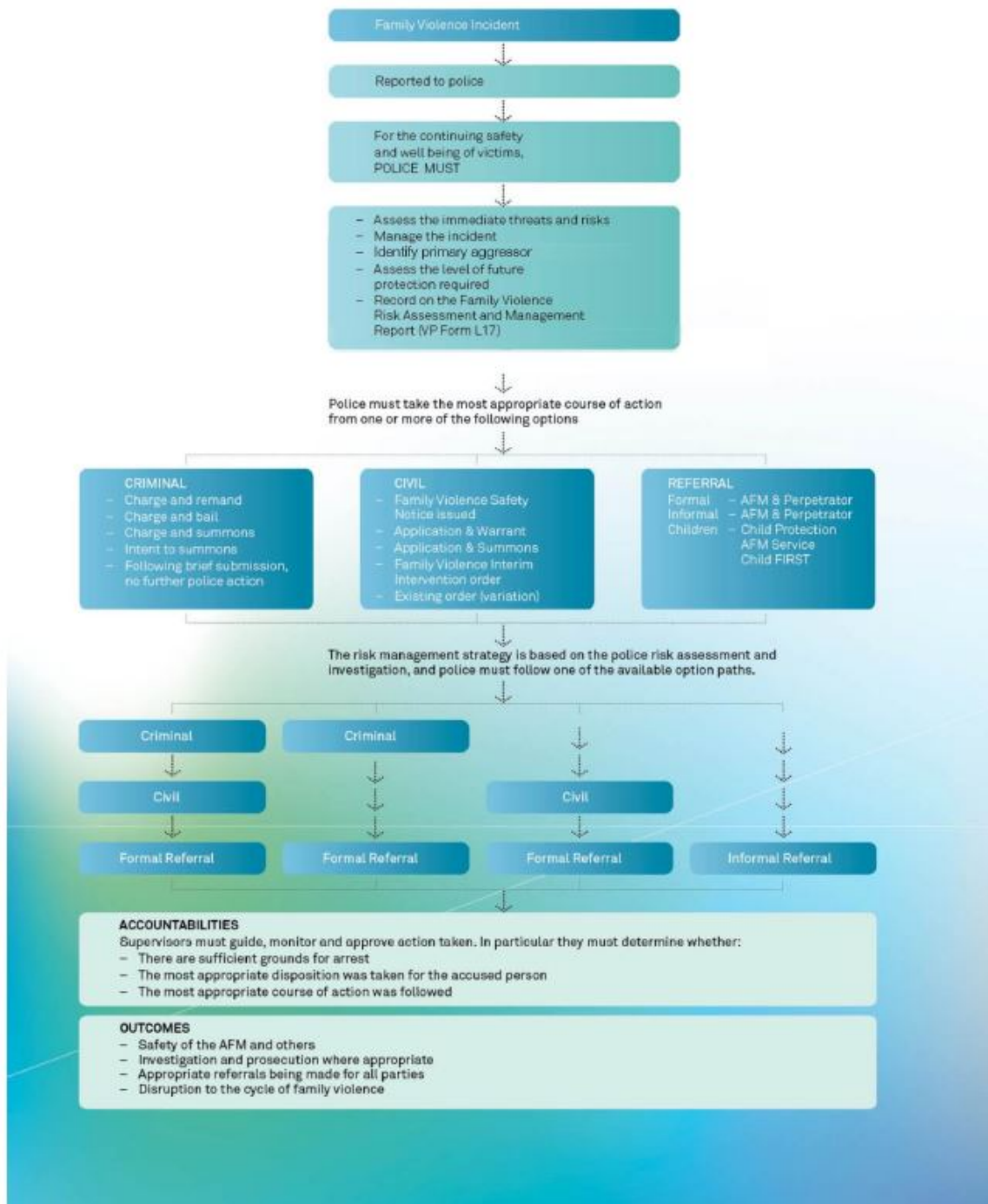


図 4 ビクトリア州警察における DV 事案への対応の流れ

出所) ビクトリア州警察「Code of Practice for the Investigation of Family Violence V3」³⁴

³⁴ ビクトリア州警察 Victoria Police Options Model 「Code of Practice for the Investigation of Family Violence V3」については、下記サイトを参照。
<https://content.police.vic.gov.au/sites/default/files/2019-01/Code-of-Practice->

2016年から、DV事案に関する警察と主要他機関との公的会合³⁵が毎月開催されている。女性や子どもの安全に携わる機関が参加するもので、地元警察が座長を務める。被害者や子どもに差し迫ったリスクや重大なリスク・脅威があるのかをアセスメントし、多機関で情報共有される。

オレンジ・ドアで使用され、多機関と共有されているリスクアセスメントは以下のとおりである。

- ・ファミリーバイオレンスのリスクアセスメント及びリスク管理の枠組 (Family Violence Risk Assessment and Risk Management Framework(通称 Common Risk Assessment Framework(CRAF)))

2018年10月時点では、警察官がポータルに情報を入力すると、保健福祉局を通じて地域の関係機関に連絡が行く。これが連携を促すための事案管理システム「L17」であり、連絡を受けた各機関はプログラムを紹介するために加害者に連絡を取る等、対応と連携を開始する。

これまでL17やCRAFが使用されてきたが、最終的には対応した警察官個人の見解に頼るところが大きかった。そこで、CRAFを大学と共同して検証した結果、アセスメント自体に労力がかかりすぎていたほか、高リスクと判断されるケースが7割以上となっていたことから、追加捜査を実施する事案の振り分けが適切にできていないことが判明した。そこで、警察として対応する事案の優先順位を付けるためのアセスメントを新たに開発しており、現在試行中の新しいアセスメントツールMARAM(後述)は、より客観的な判断になることが期待されている。

- ・多機関リスクアセスメント管理と情報共有枠組 (Multi-agency Risk Assessment Management and Information Sharing Framework (MARAM))

家族の暴力からの保護を目的とした法律 (Family Violence Protection Act) に基づき、州政府 (Family Safety Victoria) 主導で作成された。2018年時点まで使用していたCRAFの内容を全面的に見直し、2019年より使用されるツールである。

被害者に対して使用される、長期的対応のためのリスクアセスメントであり、加害者対応における使用については、現在、準備中である。オレンジ・ドアのほか、子どもの保護を担当している法定機関 (児童相談所) や裁判所等、約200機関で情報入力して使用することになっている。現在オンラインツールの活用も検討されている。この枠組に沿って、各機関やシェルターは独自のアセスメントツールを作成している。

for-the-Investigation-of-Family-Violence-Edition-3-V3-FINAL.pdf?_ga=2.57545770.1898333691.1553233082-2010350993.1553233082

³⁵ 会合の名称は、「Risk Assessment Management Panels (RAMPs)」である。

視察を行った 2018 年 10 月時点では、州内 2 地域において MARAM が試行されていた。MARAM のうち警察が使用するの、現場に臨場する警察官が記入するチェックリスト評価式のリスクアセスメント部分である。項目の合計点からリスクレベルを推定できることから、実施した警察官によって差が出ることなく、組織として一貫性のあるリスクアセスメントができるようになっている。しかも、合計点が低い場合でも、臨場した警察官の現場経験に基づいて高リスクと判断される場合（実数としては少ない）には、合計点数にかかわらず、そのケースを「高リスク」として扱ってよいとされている。臨場した警察官によるアセスメントによってその後の対応への振り分けがなされ、高リスクと判断された場合は、家族間暴力専門の調査チームに事案が引き渡され、介入計画を策定するためのより詳細なアセスメントがなされる。

④ 加害者対応の取組

オーストラリアの 2 州においては、刑務所内における更生プログラムや裁判所命令による加害者プログラムの受講のほか、保護命令の条件としての加害者プログラム受講、警察から連絡を受けた民間団体からの勧奨による加害者プログラムの受講等、様々な経路があるのが特徴であった。民間団体 No To Violence（31 頁に後述）では加害男性の行動変容プログラム実施基準を作成しているほか、国立研究機関（ANROWS）ではオーストラリアにおける加害者介入についての研究を実施している。加害者介入に携わる人材の資格についてはまだ基準が定められておらず、多くは社会福祉関連や心理学系の人材であるが、法律家も混ざっているという。現場においては、医療とその他の分野はまだ縦割りで連携が取れておらず、被害者・加害者へのアプローチも一貫性が取れていないのが現状とのことであった。

i ニューサウスウェールズ州

ニューサウスウェールズ州で行われている加害者プログラムは、主に刑務所内で実施されているものと、地域で実施されているものがある。刑務所内では、司法省矯正局によって実施される「EQUIPPS Domestic Abuse」プログラム³⁶が中心であり、地域においては民間団体による様々な男性向けの行動変容プログラムが提供されている。ニューサウスウェールズ州政府は、2014 年に DV 加害者プログラムの最低基準を定め、提供されるプログラムの質の統一化を図っている。

主な加害者プログラムとしては、以下の 2 つがある。

- ・男性の行動変容プログラム（Men's Behaviour Change Programs）

³⁶ 「EQUIPPS」とは、Explore, Question, Understand, Investigate and Practice, Plan, Succeed の頭文字をとった名称である。

NGOによる地域ごとの様々な介入プログラムであり、最低基準は出されているが、内容は提供機関ごとに異なる。いずれも男性に対し、暴力的、支配的な行為をやめることに責任感を持たせることを目的としている。支援団体や司法省矯正局、裁判所命令や弁護士の推薦等様々な形で紹介を受けて始まる。低～中リスクの加害者が対象である。プログラム参加費は、州政府が一部補助する場合もあれば、受講者個人の自己負担の場合もある。比較的新しい制度で、ニューサウスウェールズ州内では現在9か所で35プログラムが実施されている。サービスの拡充には人材育成が必要だとしている。

また、警察がDV事案を確知すると、加害者プログラム実施機関に連絡をし、加害者をカウンセリングサービスにつなげている。現在、加害者の受講は任意であるが、州政府は今後、すべて自動的に連絡が行き、受講を強制できるような制度の改正を検討しているという。関係機関は、CRPデータベースにアクセスすることで、警察の対応に対する加害者の反応や、薬物やアルコールの影響といった情報を入手し、それらをもとにリスクアセスメントを行い、加害者プログラムの要否を判断するという仕組みになる予定だという（ヒアリング当時、2018年12月から導入予定であった）。

・EQUIPPS DVプログラム (EQUIPPS Domestic Abuse Program)

司法省矯正局によって、主に刑務所内においてDV加害者に対し実施されているプログラムであり、中～高リスクの加害者に対し、再加害のリスクを減らすことを目的としている。

また、直接加害者に働きかけるものではないが、DVの未然防止のための手段として、交際相手の家族に対する暴力に関する前科前歴について開示請求できるイギリスの「DV開示制度」をもとに作られた制度も導入されている。2016年にニューサウスウェールズ州の4か所で導入し、2018年に評価を行っており、その結果に基づき制度の改正を検討している。

交際している男女の当事者や、その家族、友人、同僚等当事者と近い関係にある者が申請でき、身分証を提示した上で、懸念を持っている根拠の説明を警察に行うことができる。情報開示は、第三者による申請の場合でも、当事者本人にしかされない（第三者が付き添うことは可能）。結果は警察との開示面談において口頭のみで知らされる。交際相手に前歴があった場合に関係団体を紹介できるようにするため、面談には地元の支援機関も出席する。前科前歴がない場合でも、懸念がある場合は安全のための手順が取れるよう支援している。

制度の利用者からは、開示情報を材料に、交際の解消や継続の判断ができてよかったという声があった。一方、警察でしか請求ができなかったことが、特に地方や過疎地で警察に行くことが目立つ場合や、文化的に警察へ行くことへの意識的な壁が高い場合等において請求のハードルとなっていたため、改正制度では、申請窓口は民間団体に担

ってもらふほか、ニューサウスウェールズ州全土からオンラインや電話でも申請できるよう、入り口を広げることとしている。また、試行では開示できるのは犯歴のみだったが、新制度では、犯歴がDVや暴行、殺人等の場合にはその交際相手の個人情報を開示するほか、過去における保護命令や保護命令違反の有無、銃火器の所持申請拒否情報も開示できるようになるという。

このほかの加害者への取組としては、ニューサウスウェールズ州警察のDV対応チームにより、高リスクな加害者を事件後もモニタリングし再犯を防ぐという新しい取組が実施されている。組織犯罪対応で培った長期的なモニタリング手法を家族内での暴力に生かそうというものである。また、刑務所と州機関の連携でGPSを用いて加害者位置情報をモニタリングする取組もあり、保護命令の条件として接近禁止令が出されたときなど、条件に直接触れないがストーキングのような行為がないかを確認するために用いられている。

ii ビクトリア州

加害者対応としては、民間団体No to Violenceが男性の匿名電話相談や男性プログラム提供のための人材育成・能力開発に取り組んでいる。No to Violenceは州のピークボディの1つであり、傘下には男性による家族への暴力の予防を目的とした援助機関や個人から構成されている。州政府との協力関係のもと、男性の行動変容プログラムに推奨される最低基準を提供している。

No to Violenceでは、州政府へのアドボカシー、男性の電話相談窓口、男性プログラム提供のための人材トレーニング及び能力開発の3つを活動の柱としており、州政府との協力関係のもと、男性の行動変容プログラムを提供している。男性の電話相談窓口は、週7日対応でオーストラリア全土から受け付けており、アドバイスの提供をしている。電話サービスは同州メルボルン都心部の拠点で提供しているのに対し、男性向けプログラムを提供する人材のトレーニングや能力開発では、家庭裁判所や地域の裁判センター（Neighborhood Justice Centre）に人材を送り、保護命令等の対象となっている男性へのアドバイス提供や関係構築を行っている。人材育成では特に専門学校レベルでの訓練を強化し、男性の行動変容プログラムに関わる人材を増やそうという取組を強化している。

加害者プログラムである男性変容プログラムについては、州政府と協力して実施内容の再検討を行った上で、それに基づき、各機関で提供されるプログラムにおける最低基準（セッション回数は最低20回、ファシリテーターは男女両方いること、等）を州全土で適用できるよう策定した。これまではグループのみであったが、個別プログラムも導入しようとしているという。後天的脳損傷を患った男性対象や先住民系男性向け、精神疾患を患っている男性向けといった多様なプロジェクトが進行中である。

各プログラムは、コミュニティーに基づいた対応であり、法医学的な観点で実施され

ているわけではない。No to Violence 傘下のプログラム提供機関が地域性に応じた内容を提供している。なお、加害者の男性は、プログラムを受講するときにパートナーである女性の連絡先を提供しなければならない。基本的には、裁判所命令や、家庭裁判所から子どもへの面会権を得るために受講が条件として課されている等の理由で来る受講者が多いが、近年は自主的に来る人も増えているという。家族や友人からの紹介も存在し、プログラムの社会的認知度も高まっているとのことであった。グループでは男性間でプログラムに関する話をする土壌ができ上がっており、参加した男性が友人等ほかの人に勧める場合もあるという。

一方で、こうしたグループが存在しない小さなコミュニティ内では加害者プログラムが浸透するのは難しいほか、プログラムの途中離脱者が問題になっているという。裁判所命令等で強制的に参加している人でも4～6割は途中で来なくなるという。現在、原因検証のためのデータ収集の精度を上げている。

また、No to Violence においては、以下のような加害者に関するさまざまな調査研究や試験的プロジェクトも実施している。

- ・モナッシュ大学（メルボルン市）主導で行われている後天的脳損傷と家族への暴力の関係についての研究で、No to Violence や Domestic Violence Victoria といった団体も協力している。後天的脳損傷の男性による家族への暴力が一般の倍あるという研究結果が出ており、スクリーニングの改善や発見する側のスキル向上、専門プログラムの開発の必要性等を提言として挙げている。
- ・メルボルン大学（メルボルン市）主導で実施しているプロジェクト（Invisible Practices Project）。家族内における暴力関連の支援をする際に、加害者である男性（父親）も関与させようというもの。これまでの家族支援においては、母親や子どもといった被害者を対象とした取組が多く、一方の加害者側は仕事で欠席する等の対応が多かったため、男性をより巻き込んでいくことを目標にした取組である。
- ・家族への暴力の初期段階で、まだリスクが高くない男性を対象にした、自分を振り返るためのウェブサイトを作る取組である（Better Man Project）。自分が何をしているのか、健全な関係とは何か、より良いコミュニケーションを取るためにはどのような手法があるのか、といった要素を理解してもらうことが目的である。2017年頃から開発しており、調査訪問時はまだウェブサイトのコンテンツをいくつか開発した段階であったが、実際に男性何人かに試してもらい、そのフィードバックをもとに、よりアクセスしやすく馴染みのある言葉にする等の修正を加えたという。
双方向的なコンテンツとなっている。情報を掲載するだけではなかなか浸透しないことから、双方向的なやり取りをすることで認知行動療法的な手法で男性側に考えて

もらう形にした。電話だと自分を恥じてしまう男性もいるため、ウェブという形態を取っているという。

コンテンツでは、まず男性に自身を振り返ってもらい、自分の行動全般や暴力的な行動について見極めた上で、怒りのコントロールについて考えてもらう。その後、恋人が友人と出かけたまま帰って来ない場合にどのような行動を取るか、といったシナリオをいくつか設定し、男性が一番重要視しているものを自分自身で知ること、それを健全な形で表現するにはどうしたらいいのかを考えてもらうという流れになっている。

⑤ 暴力の予防・拡大防止に向けた取組

i 制度や取組の検証

国立研究機関（ANROWS）において、国内全6州と連携し、予防や介入のための支援や調査研究を行っている。独自の調査研究だけでなく、コミュニティの団体とともに行うものもあり、実施内容は多岐に渡っている。根拠に基づいた研究が中心で、一般人ではなく、主に職務関係者や専門機関、政治家に向けて発信していく側面が強く、政策と実務のギャップを埋める役割を担っている。各種報告書を発刊しているほか、DV に対する国民の意識やイメージを問う調査³⁷も実施している。これは、イメージと実態のギャップを把握し、それを埋めていく目的の調査で、約 17,500 件の電話インタビューを通じた統計調査である。また、これとは別にオーストラリア統計局においても、親密な関係における暴力やストーキング、身体的暴力、性暴力等について把握するための調査³⁸を 2012 年より 4 年ごとに実施している。

国立研究機関（ANROWS）の予算の約半数は研究資金に割り当てられており、学界との関係もあるほか、調査研究の成果を政策立案者や実務現場で活かせるように分かりやすく伝える役割も担っている。一方で、予算構成における研究部分は縮小傾向にあり、今後は、研究で得られた知見を現場に反映させ、実用・応用できる形にしていく知識の共有プロセスに重きが置かれ始めているという。

ニューサウスウェールズ州においては、DV で死に至った事案等の重大事案の検証チームがオンブズマン主導で設けられ、警察や保健局、住宅、教育等の担当者が参加して検証している。重大事件がメディアでも大きく取り上げられ、一般の認識が高まったことがチームの設立につながったという。

ビクトリア州では、民間のコンサルティング会社が DV を含む家族内での暴力による経済損失について発表した報告書がある。痛みや苦痛、暴力によって予期せぬ死を迎えるといった個人の損失のほか、暴力によって休職するといった労働力の損失につながると指摘されており、生産性において約 34 億ドルの経済損失とされている。

³⁷ 調査の名称は「National Community Attitude Survey (NCAS)」である。

³⁸ 調査の名称は「Personal Safety Survey (PSS)」である。

ii 予防啓発

ニューサウスウェールズ州では、DV や性暴力、児童虐待等について、コミュニティでの教育を提供している。オーストラリアは多国籍・多民族国家であることから、18言語で対応している。また、予防と早期介入の取組としては学校カリキュラムにおける性暴力関連の教育や、ソーシャルメディアを使ったキャンペーン等も実施している。

ビクトリア州では、法令に基づき、女性に対する暴力の予防に特化した独立機関「Respect Victoria」が新たに設立され、政府から独立し、中立的な立場で政策を検証できる権限を持っている。コミュニティを巻き込んだ取組に力を入れており、例えば、「Call It Out (注意すべきだ)」というスローガンのキャンペーンはバイスタンダー（第三者）を対象にしたメッセージで、TV や映画館でのメディア広告を通して大々的に繰り返し流すことで、浸透を図っている。従来のキャンペーンが家族間暴力の様子を映して訴えかけるものだったのに対し、このキャンペーンでは女性に対する性差別的な考え方や、暴力に発展しない行動を短いドラマ仕立てで見せている。視聴者からの反応は賛否両論あるが、そうした SNS 上での反応はコミュニティ内での議論を喚起するという点で、好意的に受け止められている。

3 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて

今回の海外調査で得た知見を踏まえ、今後、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の在り方の検討を進めるにあたり、どのような取組が必要か、本調査の検討会委員の所見をまとめる。

ア DV 被害者支援における視点の転換

日本における DV 被害者支援は、「配偶者暴力防止法」による保護命令制度があるものの、中長期的な観点から離別後等における再被害を防止するための加害者対策は特段講じられておらず、現状では、被害者は生活の本拠としていた地域を離れ、居場所を秘匿しながら生活を続けることを選択せざるを得ない場合が多い。

一方、今回の調査国においては、DV 被害者に対して様々な支援施策を講じてきたにも関わらず、DV 相談件数が高水準で推移していることや、社会の耳目を集めるような DV に起因する死亡事件が発生したこと等を踏まえ、国や州の政府において被害者支援に重点を置く既存の支援施策についての抜本的な見直しが行われ、DV 被害者支援に関する基本計画等において加害者対応は被害者支援の一環として位置付けられた。また、このような基本計画における方針に基づき、被害者が安全を求めて加害者と同居していた住居から逃れ、居場所を秘匿しながら生活するといった「加害者から逃げ続けること」を前提としない対策が講じられていた。

我が国においても、DV 相談件数は高水準で推移しており、また、DV に起因すると思われる死亡事案も発生している。そのため、諸外国の先行事例を参考に、加害者対応を DV 被害者支援の一環として捉えるとともに、関係機関が再被害につながるリスクについて共通認識を持ち、連携してリスクの軽減・解消に向けた支援を提供することができる仕組みや、加害者プログラムを含む、地域社会内における加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の在り方について具体的に検討が進められることが望ましい。

イ 包括的な被害者支援体制

(1) 暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発・教育（第1次予防）

今回の調査国においては、DV に起因する死亡事件といった重大事件の発生を機に、州政府等の DV に関する基本計画等に基づき、女性に対する暴力の予防啓発施策を担う専門機関が設置されるなどし、被害者、加害者を生まないための啓発活動や教育が進められていた。

中でも、家族、友人、職場の関係者等、当事者の周囲の者を対象にした支援機関等に関する情報提供や、DV の特性に関する理解の促進を図るための広報啓発・研修等、被害

の潜在化・深刻化の防止に向けた取組が積極的に行われていた点が特徴である。また、学校教育のカリキュラムとして、DV や性暴力に関する学習を位置付けることにより、若年層に対する予防啓発教育の促進も図られていた。

日本においては、「第4次男女共同参画計画」に基づき、暴力を容認しない社会環境の整備等に向け、広く国民に対する意識啓発のための広報活動が年間を通じて行われているが、今後はこのような海外における事例を参考に、啓発の対象及び内容の工夫を図り、被害の潜在化、深刻化の防止に向けた取組が進められるべきである。また、被害の予防及び深刻化の防止に向けて、地域や職場における身近な人へのDV被害防止のための啓発活動はもとより、学校教育等においては若年層を対象とした女性に対する暴力に関する予防啓発の促進が図られることが望ましい。

(2) リスクアセスメント指標を用いた機関連携に基づく被害者支援及び加害者対応について（第2次予防）

被害の予防及び深刻化の防止のためには、個々の事案に対し一定のリスクアセスメント指標を用いて被害者及び加害者の状況を多角的に分析し、その結果に応じて支援方針を決定するとともに、各支援関係機関が必要な情報を共有し、連携して適切な対応を取ることができる仕組みがあることが重要である。

今回の調査国においては、被害者支援及び加害者対応を担う各関係機関が州政府に推奨されたリスクアセスメント指標を活用し、各事案のリスクの判断を行うとともに、そのリスクの度合いに応じて支援方針が迅速に決定される流れが整備されていた。

今後、日本においても各関係機関がリスクについて共通認識を持ち、被害者の安全確保に向けて迅速な対応を取ることができるよう、海外における先行事例を参考に、リスクアセスメント指標を用いた被害者支援体制の整備に向けた、具体的な検討が進められることが望ましい。

このような体制の整備に向け、今後、取組が進められることが望ましい主な事項は以下のとおりである。

① リスクアセスメント指標の作成とその妥当性の検証

日本の被害者支援機関におけるDV事案のリスクアセスメントは、国から一定のリスクアセスメント指標が示されていないことにより、各支援機関において独自に取りまとめられた指標等が用いられているのが現状である。また、それらの指標に関する妥当性や、指標に基づくアセスメント結果の分析も実施されていない状況にある。

一方、今回の調査国においては、州政府における基本計画等でリスクアセスメントに基づくリスクマネジメントの重要性とともに、アセスメントの際に活用する指標を示すことにより、それらを用いた機関間連携に基づく被害者支援及び加害者対応の推進が図られていた。また、各支援関係機関で活用されているリスクアセスメント指標の開

発や妥当性については、死亡事案の検証のフィードバックにも照らして各地域の研究機関や支援関係機関の協働のもと検証が進められ、必要に応じて改良が図られていた。

今後、日本においてリスクアセスメント指標を活用した被害者支援及び加害者対応に関する検討を進めるにあたっては、研究機関や支援関係機関と緊密に連携しながら、リスクアセスメントの目的、対象及び実施機関の特性に応じた指標の開発及び妥当性の検証が進められることが望ましい。

② 円滑な機関連携に向けた情報共有制度の整備

日本においては、DV 事案に関する情報共有のための根拠が明確でないことから、被害者の安全確保のために必要な情報を支援関係機関間で共有することが難しいのが現状である。

一方、今回の調査国においては、個別の事案における被害者の状況や加害者の危険性、状況の深刻性について、支援関係機関が共通認識を持ち連携して的確な支援を行えるよう、州政府が情報共有に係る法律やガイドラインを整備するとともに、被害者支援機関及び加害者対応機関で実施されたリスクアセスメントの結果やデータ等を迅速に更新、集約するシステムを導入しており、その情報を基に支援方針の決定が行われていた。

今後、日本においても、被害者の安全確保に向け、各支援機関が把握している断片的な被害者又は加害者の情報を集約することで状況の全体像を把握し、リスクの度合いに応じて適切な被害者支援及び加害者対応が行えるよう、海外の先行事例を参考に、情報共有に関するガイドラインの整備及び情報共有システムの在り方に関する検討が進められることが望ましい。

③ リスクの度合いに応じた支援の振り分け

日本の各支援機関における DV 事案の支援方針は、各機関における一定の枠組み等に基づき決定されているところであるが、その内容は支援担当者の経験や、他の関係機関の担当者との個人のつながりに依るところも大きく、担当者によって対応にばらつきが見られるのが現状である。

一方、今回の調査国においては、各支援機関はそれぞれの機関の特性に応じて、州政府が認定した一定のリスクアセスメントツールを活用し個別の事案におけるリスクの度合いを判断し、それぞれの内容に応じた対応に振り分けていた。

支援方針の決定においては、州政府の DV 被害支援の主管部局、警察及びほかの支援関係機関で決定権を持つ担当者が構成される会議において、情報共有システムに集約された情報を基に決定するといった個々の事案への対応についてシステム化された流れが整備されていた。

今後、日本においても、被害者の安全確保に向け、各支援関係機関がリスクに関する

認識を共有し、迅速に適切な対応を取ることができるよう、個別事案における支援方針の決定や関係機関の連携の在り方について、どの機関がどの時点でどのような対応を行うか、具体的に検討が進められることが望ましい。

(3) 再被害の防止に向けた加害者プログラムの実施に向けて（第3次予防）

現在、日本では、複数の民間団体が地域において加害者プログラムを実施している。各団体でプログラムの基本的な方針や内容については類似する点が見られるが、実施体制における特性によって、プログラム受講者の行動変容状況等にどのような特徴が見られるのかといった点については包括的な調査が実施されていないことから、地域における加害者プログラムの実施促進に向けた課題の検証を進めるのが難しいのが現状である。

一方、今回の調査国においては、国及び州政府、研究機関及び加害者プログラム実施団体が協働して、国内における加害プログラムの実施状況の調査やプログラムの最低基準の策定、プログラム実施者の養成に向けたカリキュラムの作成を行う等、国内における現状の取組における課題の把握及びプログラムの質の統一化等に向けた取組が進められていた。

今後、日本で地域における加害者プログラムの取組の促進を図るためには、国において加害者プログラムを被害者支援の一環として明確に位置付け、同時に国が現在加害者プログラムを実施している民間団体や研究機関等と協働して加害者プログラムの取組状況や実施促進に向けた課題等を検証し、その結果を踏まえてプログラムの実施基準等の策定や人材育成について取り組んでいくことが望ましい。

おわりに

今回の調査対象国においては、DV 発生率が高水準で推移していることや面会交流をきっかけとする DV に起因する死亡事案等が発生したこと等を受け、被害者及び加害者の対応を個別に行う従来の支援施策の抜本的な見直しを図られ、被害者支援の一環として加害者対応を位置付け、被害者及び加害者についてのリスクアセスメントの情報を集約し、リスクの度合いに応じて、支援関係機関連携のもと、適切な支援を行う体制が整備されていた。

このような被害者支援体制の見直しを推進する主な力となったのは、被害者が逃げることを前提とする支援だけでは、被害者の安全確保は図れないという支援関係機関からの声であった。なお、今回の調査国における被害者支援施策の見直しにおいては、このような支援関係機関による支援現場からの声や、研究機関による支援施策や被害状況に関する調査研究結果が、大きな影響を与えていた。

DV 対策において、被害者が逃げることを前提とすると、加害者対応の必要性が感じられにくく、議論の進展や対策の発展が望めない。被害者が不利益を受けることなく安全な生活を送るためには、加害者自身に行動変容を促し再加害のリスクを減少させるという、加害者にアプローチする方向に DV 対策の舵取りを根底から変革する必要性が認められる。

今後、このような認識に立って日本において DV 被害者支援施策を進めていくためには、国の基本計画等において加害者対応を被害者支援の一環として明確に位置付けるとともに、海外の先行事例を参考に、加害者プログラムやリスクアセスメントツールの導入に向けた実証的研究が政府、研究機関・研究者及び被害者支援・加害者プログラム実施団体等との連携によって進められる必要がある。

また、被害者支援現場におけるリスクアセスメントの活用に向けた職務関係者対象の研修や、「暴力は決して許されるものではない」という社会意識の醸成に向けた啓発等も併せて実施される必要がある。

付録 調査対象各国・州における DV 対策の取組状況比較表

国・州	DVに関する政策枠組	初期段階で被害者支援機関において使われているツールの有無 (定式化され、妥当性が検証されたもの)		
		リスクアセスメント ツールの有無	情報共有の仕組の 有無	加害者に対し プログラムの受講を 命じる制度の有無
カナダ	国（連邦政府） It's Time: Canada's Strategy to Prevent and Address Gender-Based Violence	連邦政府は国としての枠組を示し、法制度は各州で策定する。		
	アルバータ州 (カルガリー市) Family Violence Hurts Everyone: A Framework to End Family Violence in Alberta (州)	○	○	○
	オンタリオ州 (トロント市及び ウオーターラー地域) It's Never Okay: Ontario's Gender-based Violence Strategy (州)	○	○	○
オーストラリア	国（連邦政府） Time for Action: The National Council's Plan for Australia to Reduce Violence Against Women and their Children, 2009-2021	連邦政府は国としての枠組を示し、法制度は各州で策定する。 ・アセスメントツールについては国としての基準を提示。 ・保護命令については州を超えて情報共有が可能。		
	ニューサウスウェールズ州 (シドニー市) NSW Domestic and Family Violence Blueprint for Reform 2016-2021 (州)	○	○	○
	ビクトリア州 (メルボルン市) Free from violence, Victoria's strategy to prevent family violence and all forms of violence against women (州)	○	○	○
日本	国 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針	×	×	×

配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく
加害者対応に関する調査研究事業

報告書

2019年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

技術・安全事業部 科学・安全チーム

TEL (03) 6858-3529